規則

埼 玉県立 高等看護学院学 則 \mathcal{O} __ 部 を改正 す る規則をここに 公布 す る。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第三十四号

埼玉県立高等看護学院学則の一部を改正する規則

ように改正する。 玉県立高等看護学院学則 (昭 和 兀 + 八 年埼玉県規則 第七 +兀 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O}

第十三条の次に次の一条を加える。

(入学料の免除等)

第十三条の 難であると認 入学料を減額 _ \otimes 知事は、 5 れる者その 又は免除することができる。 学業が 他 優秀 Þ むを得 で、 か ない つ、 事 経済的 情 が あると認 理 由 に より \otimes ら 授業料 れる者 \mathcal{O} に 納 0 付 い が て 木

- 提 二人が連署 困難で 前項 出 な \hat{O} ある旨又は け 規定により入学料 ればなら した様式 な B 第 、むを得 七号 ٧١ \mathcal{O} \mathcal{O} 入学料 な 減額又は免除を受けようとする者は、 い事 情がある旨を • 授業料減額 証明する書類を添え、 (免除) 申請書に授業料の納 入学後保 学 院 長 証 付 に 人
- あ 授業料減 3 る旨を証 る 八号 前項の 二十三条の 「学業が優 額 \mathcal{O} 他 明する書類を添え」に改め、 による減額又は免除に 規定によらず、 (免除) を 秀で、 見出 加 え、 申 L 請 カュ 中 同条第二項中 つ、 書に授業料の 「減額」 大学等 経済 的 を 0 12 理由により授業料の 1 お 「免除」 納付 ては、 「授業料減 け 同条に次 る修学の が に改め 困難で 学院長が別に定め 額 支援に 0 (免除) ある旨 項を加える。 同 条第一 納 関 又はや する 付 申請書を」 が困難 項 法 る様式を提出 中 む 律 を で 「知事は 令 令 得 あ を「入学料 な 和元 ると認 1 事情 年 めら 法 が \mathcal{O}
- 3 前項 \mathcal{O} 0 規定によらず、 ては、 学院長が別に 大学等にお 定める様式 ける修学の支援に関 を提出する。 する法律 に ょ る 減 額 又 は

由 解消届」 同 四条見出 に改める。 「授業料減 し中 授業料 額 (免除 \mathcal{O} 減 理由解 額等」を 消 届 「入学料 を _ 入学 ・授業料 料 授業料 \mathcal{O} 減 額 減 又 額 は 免除 (免除)

第三十条を次のように改める。

(会議)

第三十条 뻁 成式第七 に、 号中 学 _ H 院 4 \mathcal{O} 運 営 光」 旗 業料減額 に を 必 「宛 要な会議 先」 (免除) に、 に 0 -----「授業料の」 11 温 <u></u> て は、 を 学院長が 人学类 を 「入学料・ 別 に定め 巅 翭 授業料の」 类演 る 盤 (免除) ろによ め

に改める。 理由解消届」に、 鞍怙無八母中「授業料減免(免除)理由解消届」や「入学料・授業料減額(免除) 「あて先」や「宛先」以、「授業料の」や「入学料・授業料の」

附則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 学院に入学又は転入学をした学生について適用する。 改正後の第十三条第二項の規定は、令和二年四月一日以後に埼玉県立高等看護